

# 東御市介護保険事業の特徴

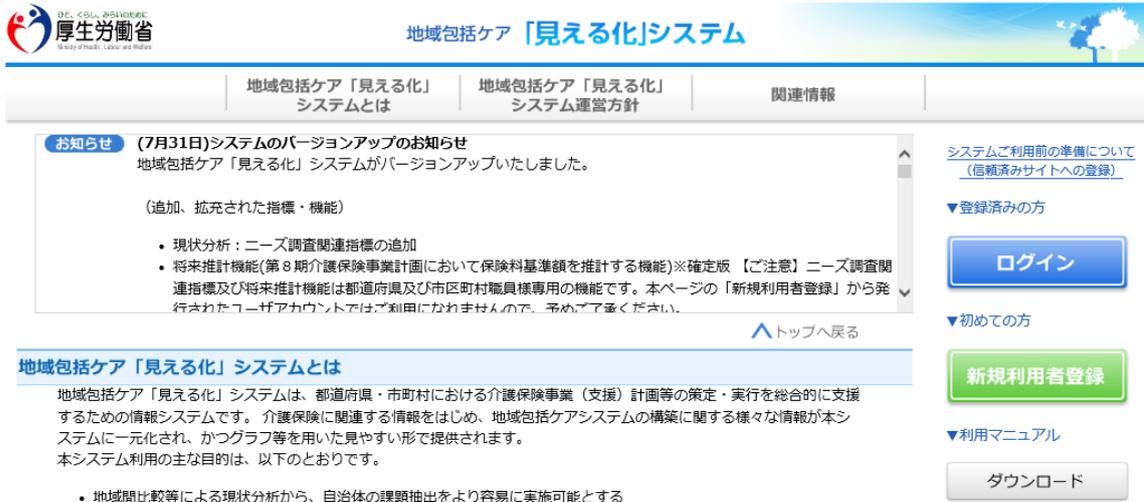
(地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析 (令和3年度) より)

## 「見える化」システムとは

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

本システム利用の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ 地域間比較等による現状分析から、自治体の課題抽出をより容易に実施可能とする。
- ・ 同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参照することで、各自治体が自らに適した施策を検討しやすくする。
- ・ 都道府県・市町村内の関係者全員が一元化された情報を閲覧可能となることで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携が容易になる。



### 地域包括ケア「見える化」システムとは

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。本システム利用の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ 地域間比較等による現状分析から、自治体の課題抽出をより容易に実施可能とする
- ・ 同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参照することで、各自治体が自らに適した施策を検討しやすくする
- ・ 都道府県・市町村内の関係者全員が一元化された情報を閲覧可能となることで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携が容易になる

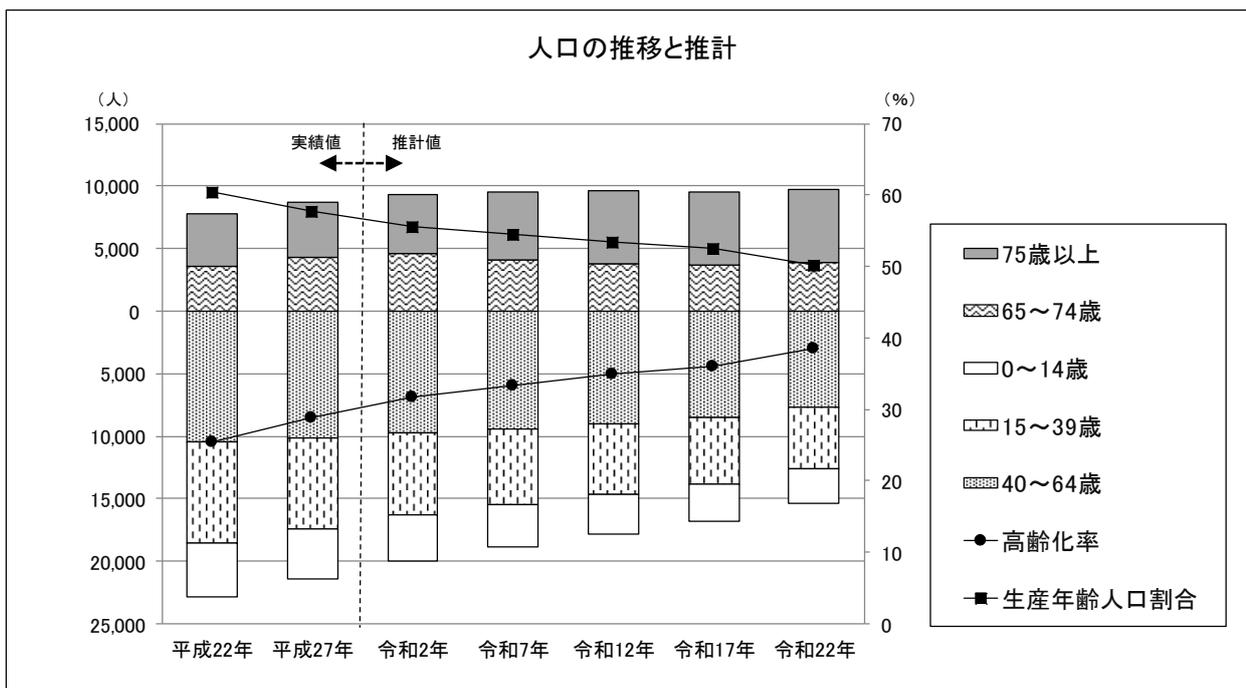
また、本システムは、平成27年7月の本格稼働以降、一部の機能を除いて誰でも利用できるようになりました。このことから、住民も含めた地域の関係者間で、地域の課題や解決に向けた取組を共有でき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しやすくなることが期待されます。



# 1 高齢者人口と高齢化率

本市の総人口は減少傾向にあり、平成22年には30,696人でしたが、令和22年には25,084人まで減少すると推計されています。

年齢区分別に見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は大幅に減少する見通しの方で、高齢者人口（65歳以上）は増加を続ける見通しであり、高齢化率は「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7年には33.4%、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年には38.6%になると推計されており、今後も一層高齢化が進展するものと見込まれます。



(単位：人)

	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口	30,696	30,107	29,320	28,389	27,406	26,309	25,084
75歳以上	4,194	4,361	4,742	5,411	5,836	5,851	5,766
65～74歳	3,623	4,344	4,579	4,076	3,746	3,649	3,928
40～64歳	10,406	10,124	9,714	9,423	9,010	8,526	7,701
15～39歳	8,121	7,256	6,570	6,038	5,622	5,318	4,891
0～14歳	4,345	4,018	3,715	3,441	3,192	2,965	2,798
生産年齢人口(再掲)	18,527	17,380	16,284	15,461	14,632	13,844	12,592
高齢者人口(再掲)	7,817	8,705	9,321	9,487	9,582	9,500	9,694
生産年齢人口割合	60.4%	57.7%	55.5%	54.5%	53.4%	52.6%	50.2%
高齢化率	25.5%	28.9%	31.8%	33.4%	35.0%	36.1%	38.6%
高齢化率(長野県)	26.4%	29.8%	32.4%	33.9%	35.4%	37.3%	40.0%
高齢化率(全国)	22.8%	26.3%	28.9%	30.0%	31.2%	32.8%	35.3%

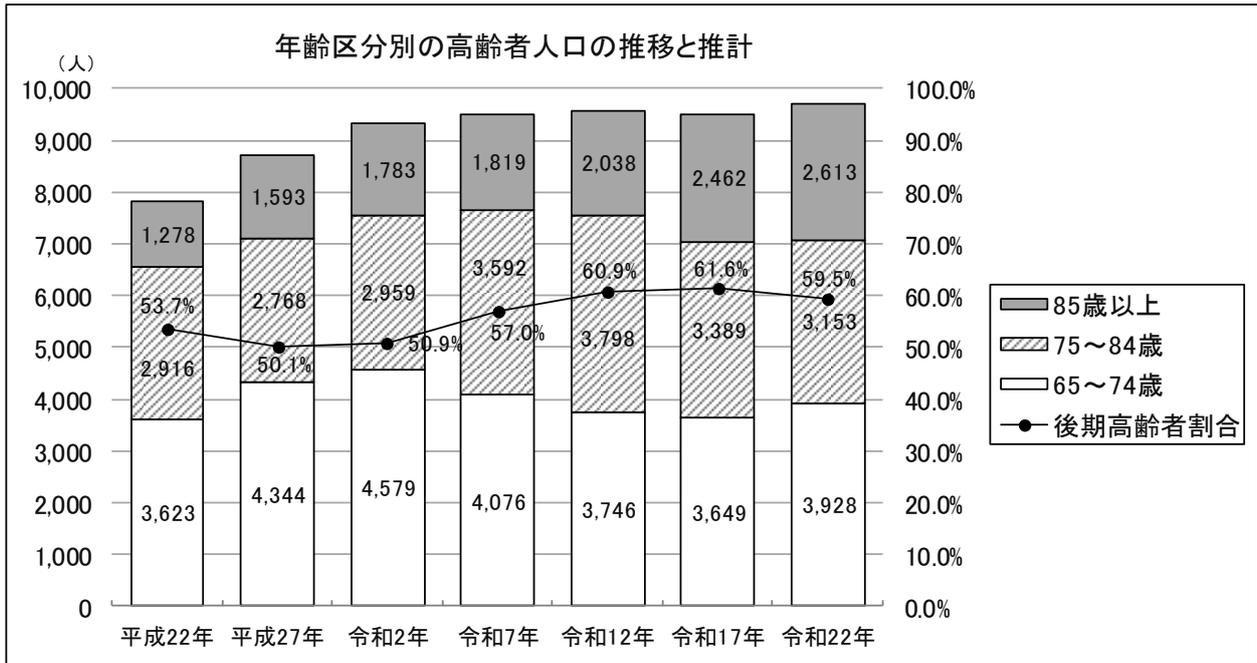
(出典) 平成22年及び平成27年：総務省「国勢調査」

令和2年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

## 2 年齢区分別の高齢者人口

本市の高齢者人口を前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）の2区分に分けて見ると、平成27年においては前期高齢者と後期高齢者はほぼ同数でしたが、令和17年までは前期高齢者は減少し、後期高齢者は増加する見通しとなっています。

また、後期高齢者を75～84歳と85歳以上の2区分に分けて見ると、85歳以上の人口は令和22年まで一貫して増加傾向が続く見通しであり、さらなる介護サービス需要の高まりが予想されます。



(単位：人)

	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
高齢者人口	7,817	8,705	9,321	9,487	9,582	9,500	9,694
前期高齢者	3,623	4,344	4,579	4,076	3,746	3,649	3,928
後期高齢者	4,194	4,361	4,742	5,411	5,836	5,851	5,766
75～84歳	2,916	2,768	2,959	3,592	3,798	3,389	3,153
85歳以上	1,278	1,593	1,783	1,819	2,038	2,462	2,613
前期高齢者割合	46.3%	49.9%	49.1%	43.0%	39.1%	38.4%	40.5%
後期高齢者割合	53.7%	50.1%	50.9%	57.0%	60.9%	61.6%	59.5%

(出典) 平成22年及び平成27年：総務省「国勢調査」

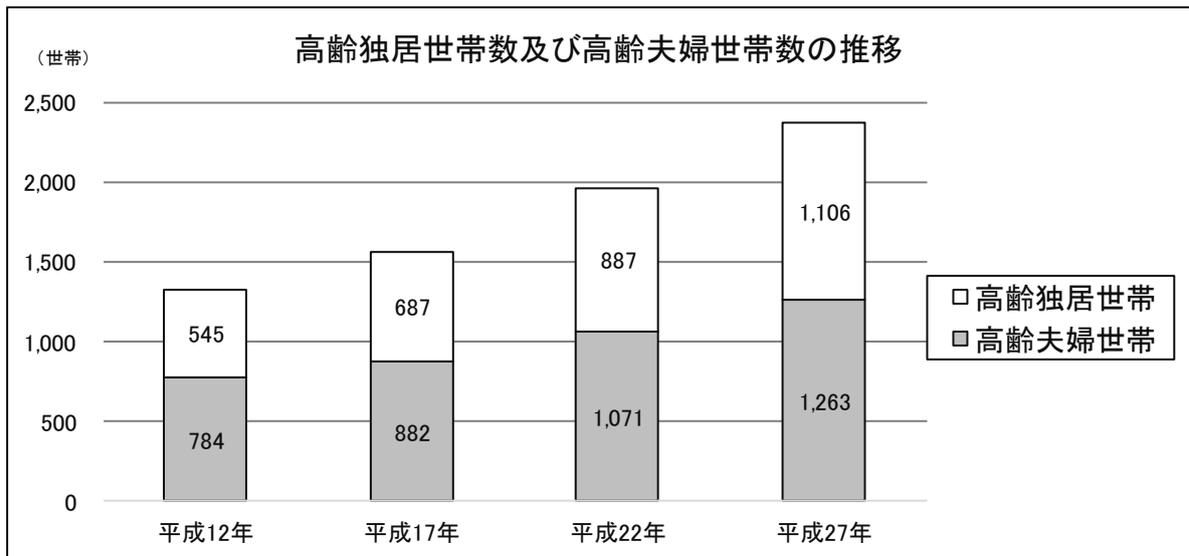
令和2年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

### 3 高齢者世帯数

高齢化とともに核家族化が進み、高齢独居世帯及び高齢夫婦世帯は共に増加傾向が続いています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、長野県の65歳以上人口における独居率は令和7年には15.9%、令和22年には18.7%とされており、本市においても同様に高齢独居世帯の増加が続くものと推測されます。

こうした状況を受け、家庭における介護力の低下が危惧され、医療・介護連携体制の整備のほか、地域における見守りや安否確認の必要性が一層高まるものと見込まれます。



(単位：世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	9,851	10,196	10,787	10,986
高齢独居世帯数	545	687	887	1,106
高齢夫婦世帯数 <sup>(注)</sup>	784	882	1,071	1,263
計	1,329	1,569	1,958	2,369

(出典) 総務省「国勢調査」

(注) 高齢夫婦世帯数：世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫及び妻の年齢が65歳以上の世帯数

(参考) 長野県の高齢者人口における独居率の推計

(単位：%)

	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
65歳以上人口における独居率	13.9	14.9	15.9	16.9	17.9	18.7
75歳以上人口における独居率	15.5	16.1	16.7	17.4	18.1	18.8

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(2019年推計)

#### 4 認定者数と認定率

本市の要介護・要支援認定者数は平成 27 年度から平成 30 年度にかけて微減傾向が続いていましたが、令和元年度以降は増加に転じ、それに伴って認定率も下降から上昇に転じています。

今後は後期高齢者人口、特に 85 歳以上の人口が増加する見通しであり、認定率は令和 7 年度には 17.2%、令和 22 年度には 20.8%にまで上昇すると推測されます。

認定者数の現状

(単位：人)

	平成 24 年度	平成 27 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
第 1 号被保険者数	8,022	8,730	9,206	9,320	9,419
要介護・要支援認定者数	1,504	1,540	1,440	1,479	1,544
要支援 1	104	137	110	121	138
要支援 2	176	205	171	171	173
要介護 1	244	280	274	315	346
要介護 2	327	294	291	283	294
要介護 3	246	243	221	239	236
要介護 4	228	209	216	211	214
要介護 5	179	172	157	139	143
認定率	18.7%	17.6%	15.6%	15.9%	16.4%

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

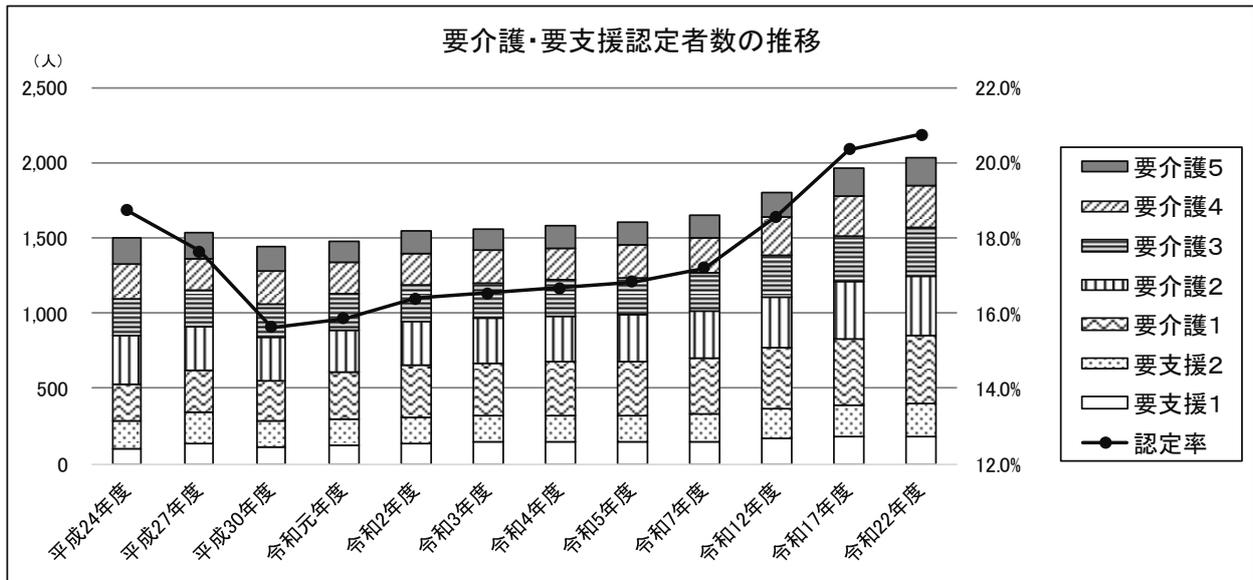
※各年度 9 月末現在の実績値で、第 2 号被保険者は含まない。

認定者数の推計

(単位：人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
第 1 号被保険者数	9,462	9,492	9,530	9,592	9,724	9,639	9,836
要介護・要支援認定者数	1,565	1,583	1,605	1,651	1,807	1,962	2,041
要支援 1	141	141	143	147	165	178	179
要支援 2	175	176	178	184	200	215	220
要介護 1	352	357	360	370	402	438	452
要介護 2	298	303	308	318	346	377	392
要介護 3	238	242	245	250	278	304	324
要介護 4	217	218	223	229	254	273	286
要介護 5	144	146	148	153	162	177	188
認定率	16.5%	16.7%	16.8%	17.2%	18.6%	20.4%	20.8%

※第 1 号被保険者のみの推計値。

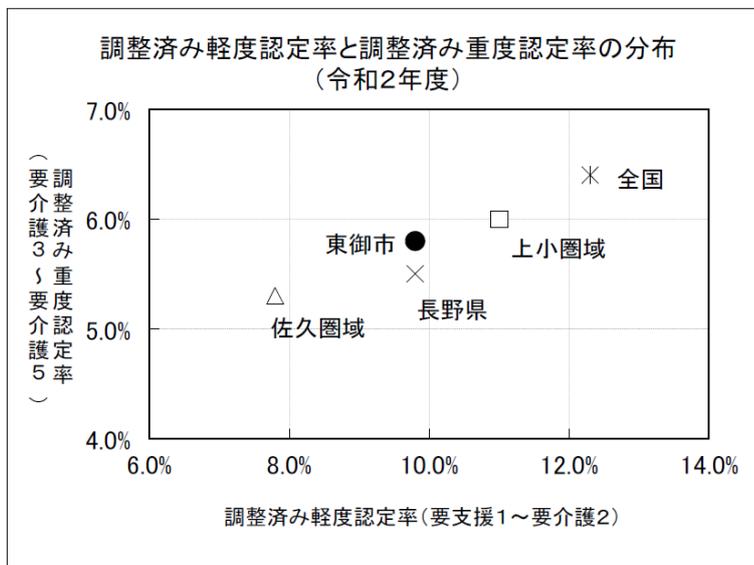


性・年齢調整を行った調整済み認定率<sup>(注)</sup>は、全国や上小圏域よりも低い水準となっており、比較的良好と判断できるが、調整済み軽度認定率と調整済み重度認定率の分布を見ると、本市は相対的に重度認定率が高く、重度化防止が今後の課題であることがわかります。

調整済み認定率 (令和2年度)

(単位: %)

	調整済み認定率	調整済み軽度認定率 (要支援1～要介護2)	調整済み重度認定率 (要介護3～要介護5)
東御市	15.7	9.8	5.8
上小圏域	17.0	11.0	6.0
佐久圏域	13.1	7.8	5.3
長野県	15.3	9.8	5.5
全国	18.7	12.3	6.4



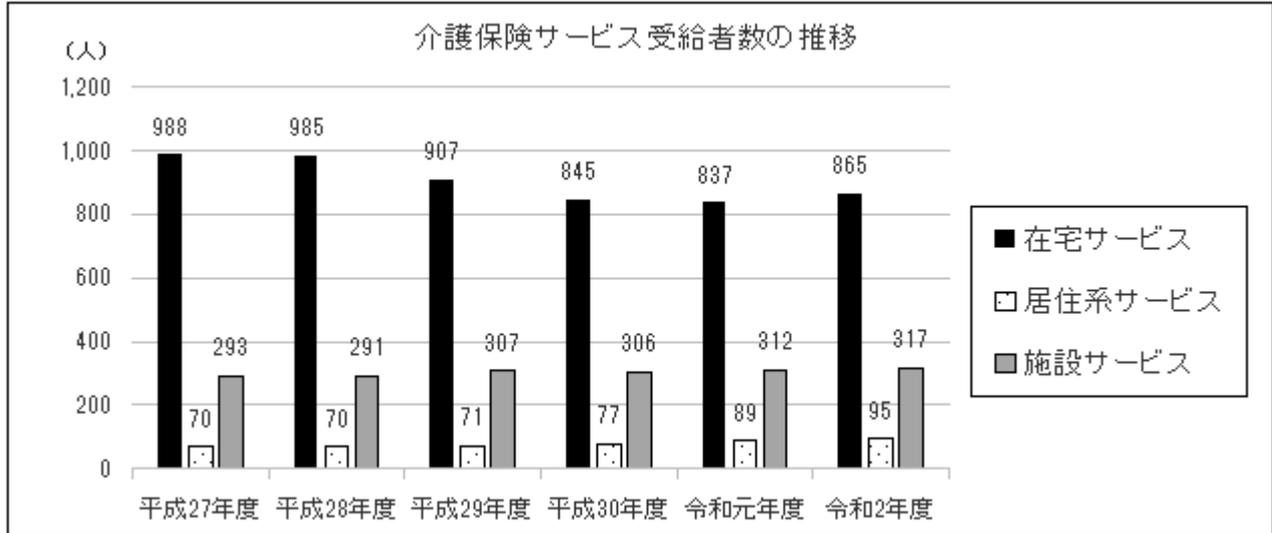
(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報) および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

(注) 調整済み認定率は、「どの地域でも全国平均と全く同じ第1号被保険者の性・年齢構成だった」として計算した場合の認定率。

## 5 サービス受給者の状況

認定者数が減少傾向になった平成 27 年度以降、在宅サービスの受給者数は減少傾向にありましたが、令和 2 年度は増加に転じています。また、居住系サービスと施設系サービスの受給者は増加傾向が続いています。

なお、平成 29 年度については、介護予防・日常生活支援総合事業への移行も影響し、大幅な減少となっています。



(単位：人／月)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
在宅サービス (注)	988	985	907	845	837	865
居住系サービス	70	70	71	77	89	95
特定施設入居者生活介護	29	31	32	37	48	50
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	1	2	2
認知症対応型共同生活介護	41	39	39	39	40	43
施設サービス	293	291	307	306	312	317
介護老人福祉施設	192	194	202	198	196	191
介護老人保健施設	96	89	99	99	110	121
介護医療院				3	6	4
介護療養型医療施設	7	9	7	7	3	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
計	1,351	1,346	1,285	1,228	1,238	1,277

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報 (各年度 12 カ月分の平均値)

(注) 在宅サービスについては、受給者を重複してカウントすることを防ぐため、介護予防支援・居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の 3 サービスの受給者の総数を概数として用いています。

在宅サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

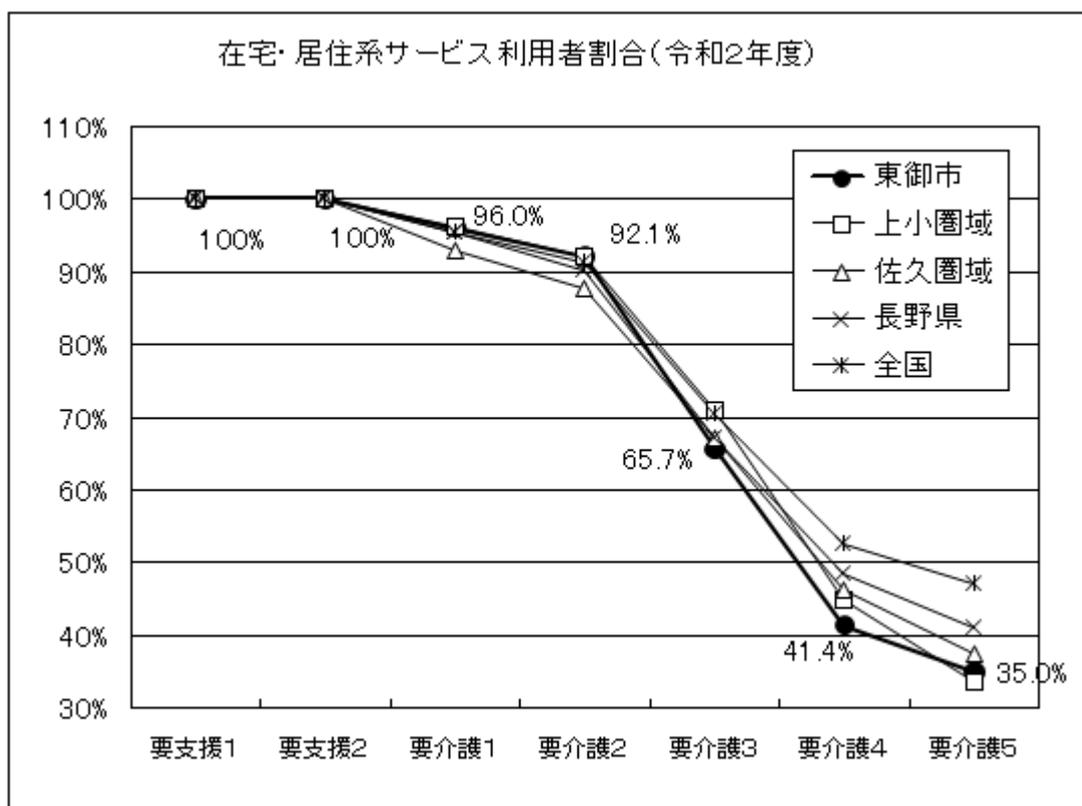
※合計は四捨五入により、その内訳と一致しない場合があります。

在宅・居住系サービスの利用者割合を見ると、本市は要介護3から要介護5の重度者で比較的低い水準となっており、介護度が重度化すると施設サービスに依存する傾向にあることが分かります。

在宅・居住系サービス利用者割合（令和2年度）

（単位：％）

	東御市	上小圏域	佐久圏域	長野県	全国
要支援1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
要支援2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
要介護1	96.0	96.2	92.9	95.3	95.5
要介護2	92.1	92.1	87.8	90.3	91.4
要介護3	65.7	71.1	67.1	67.1	70.3
要介護4	41.4	44.8	46.3	48.5	52.7
要介護5	35.0	33.6	37.4	41.0	47.0



（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

## 6 サービス給付費の状況

総給付費については、平成 27 年度及び平成 28 年度はやや減少傾向にありましたが、平成 29 年度以降は増加に転じています。

また、給付費を在宅サービス、居住系サービス、施設サービスの 3 区分に分けて見ると、在宅サービスは減少傾向にあるのに対し、居住系サービス及び施設サービスは増加傾向にあることが分かります。

第 6 期計画期間中の介護サービス給付費

(単位：千円)

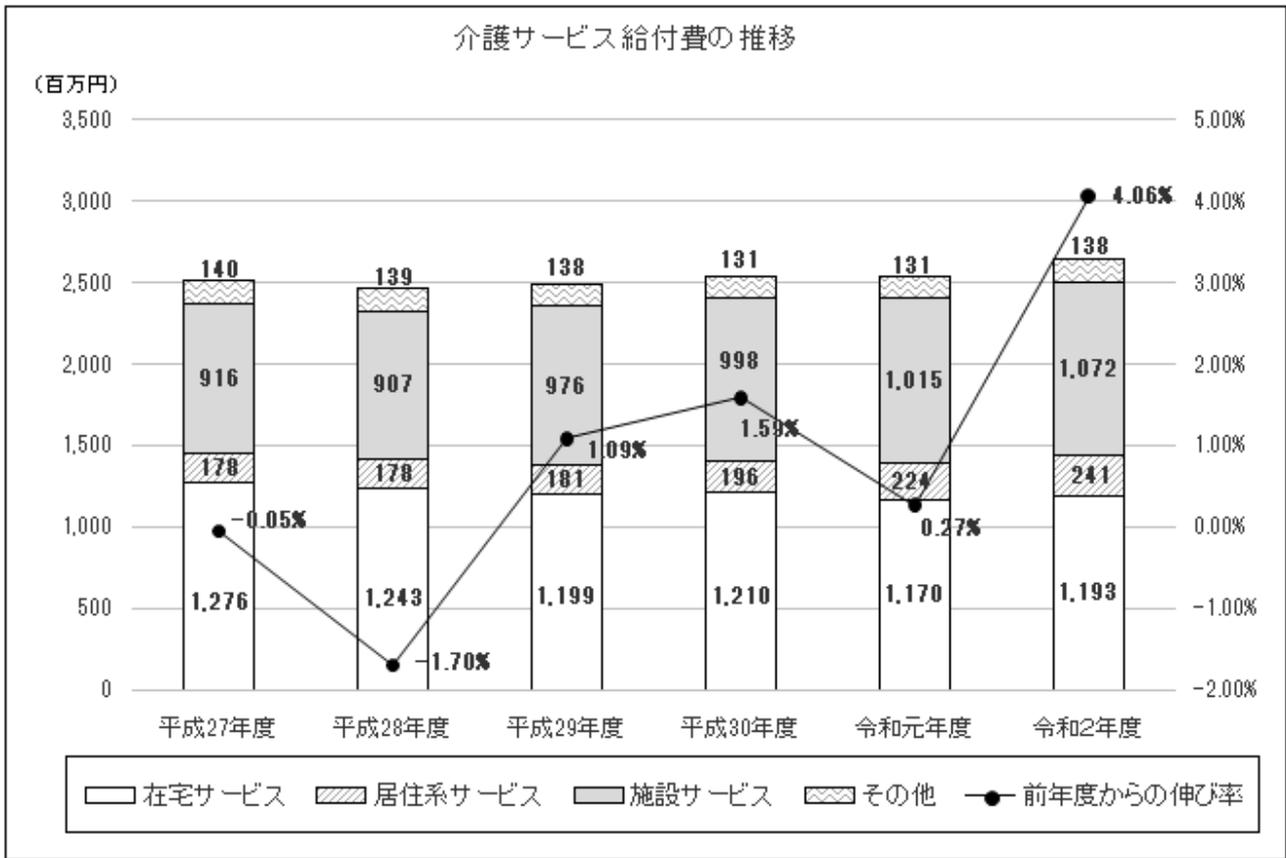
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
在宅サービス	1,275,729	1,242,899	1,199,284
居住系サービス	177,774	177,828	180,868
施設サービス	915,521	907,150	975,577
その他	140,428	138,970	138,098
特定入所者介護サービス費	91,486	86,591	84,494
高額介護サービス費	41,139	44,282	46,767
高額医療合算介護サービス費	5,484	5,809	4,695
審査支払手数料	2,319	2,288	2,141
計	2,509,452	2,466,847	2,493,827
前年度からの伸び率	-0.05%	-1.70%	1.09%

第 7 期計画期間中の介護サービス給付費

(単位：千円)

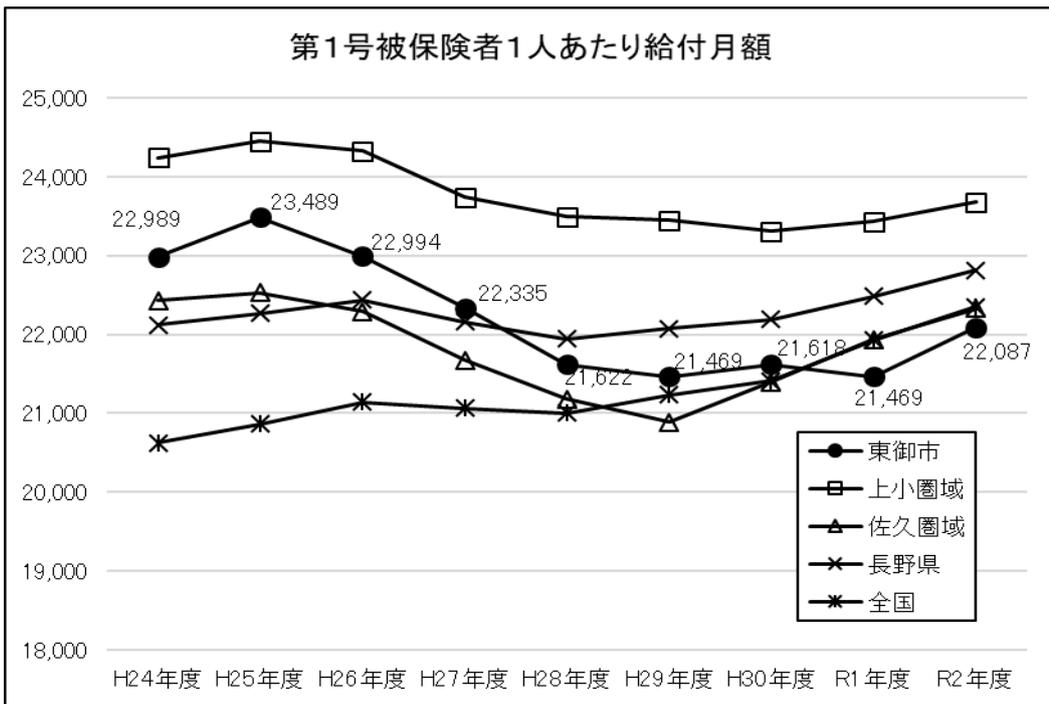
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
在宅サービス	1,209,727	1,169,772	3,572,582
居住系サービス	195,672	224,371	660,801
施設サービス	997,623	1,015,143	3,084,708
その他	130,515	131,102	137,803
特定入所者介護サービス費	79,093	75,882	78,600
高額介護サービス費	48,110	47,133	50,508
高額医療合算介護サービス費	1,211	5,976	6,488
審査支払手数料	2,100	2,111	2,208
計	2,533,538	2,540,389	2,643,586
前年度からの伸び率	1.59%	0.27%	4.06%

※合計は四捨五入により、その内訳と一致しない場合があります。



## 7 第1号被保険者1人あたり給付月額

本市の第1号被保険者1人あたりの給付月額については、比較的安く抑えられており、財政運営上は健全な状態であることが分かります。



(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報 (R2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

## 8 介護保険料

本市の保険料基準額（月額）は、第5期計画期間（平成24年度～26年度）においては4,922円、第6期計画期間（平成27年度～29年度）、第7期計画期間（平成30年度～令和2年度）及び第8期計画期間（令和3年～5年度）においては5,550円としています。

また、第7期以降の保険料基準額は、長野県及び全国よりも低い水準となっています。

保険料基準額（月額）

（単位：円）

	第5期 (平成24年度～26年度)	第6期 (平成27年度～29年度)	第7期 (平成30年度～令和2年度)	第8期 (令和3年度～5年度)
東御市	4,922	5,550	5,550	5,550
長野県	4,729	5,270	5,587*	5,623
全 国	4,735	5,405	5,784*	6,014

※令和2年度の保険料基準額